

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名	厚生労働省
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 事業税（外形） <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 その他（ 徴収規定 ）		
要望項目名	肝機能障害を身体障害に含めるに伴う税制優遇措置の拡充		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 住民税の障害者控除等の税制優遇措置については、身体障害者手帳の交付を受けている者等に対して講じられているところであるが、今般、身体障害者福祉法施行令等を改正し、身体障害者手帳の交付の対象となる身体障害に「肝臓の機能の障害」を追加することとしており、これらの者が身体障害者手帳の交付を受けた場合等についても税制優遇措置の対象とすることを要望するもの。 ※ 税法上、税制優遇措置の対象として身体障害者手帳の交付を受けている者等が規定されているため、上記の者を税制優遇の対象に含めることについて、特段、税法の改正は必要ない。 なお、「肝臓の機能の障害」として新たに身体障害者手帳の交付の対象となる障害者は、当該肝臓の機能の障害が重症化し回復困難となっているものであることを想定しており、その対象者は3～5万人と想定される。		
関係条文	〔 〕		
要望理由	障害者にはその障害によって追加的費用等が生じることをしん酌し、その経済的負担を軽減することを目的として各種の税制優遇措置をとっているところであるが、「肝臓の機能の障害」により身体障害者手帳の交付を受けている者についても同様に追加的費用等が生じていると考えられる。 このため、これらの者についても経済的負担の軽減を図ることを目的として同様の税制優遇措置を講じる必要がある。 なお、障害者に対する税制優遇措置については、身体障害者手帳の交付を受けているかどうか、若しくはその障害の程度が当該手帳制度における一定の等級に該当するかどうかといった観点からその対象を特定しているところであり、障害の種類によってその対象を異にする仕組みとはしていない。		
減収見込額	（初年度）1,135（障害者控除のみ）（－） （平年度） 1,135（－） （単位：百万円）		
地方税以外の措置	既存	・ 国税 ・ 融資、補助金その他	
	22年度の望	・ 国税 ・ 融資、補助金その他 国税においても同様の要望を行う。	
過去の要望経緯	昭和61年度（膀胱又は直腸機能） 昭和62年度（小腸機能） 平成10年度（HIV）		
本要望に対応する縮減案	—		